

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年3月31日

【会社名】 TOYO TIRE株式会社

【英訳名】 Toyo Tire Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 清水 隆 史

【本店の所在の場所】 兵庫県伊丹市藤ノ木2丁目2番13号

【電話番号】 (072)789-9100 (大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員 コーポレート統括部門管掌 笹 森 建 彦

【最寄りの連絡場所】 兵庫県伊丹市藤ノ木2丁目2番13号

【電話番号】 (072)789-9100 (大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員 コーポレート統括部門管掌 笹 森 建 彦

【縦覧に供する場所】 TOYO TIRE株式会社 東京支店  
(東京都千代田区岩本町3丁目1番2号)  
TOYO TIRE株式会社 名古屋事務所  
(愛知県みよし市打越町生賀山3)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2020年3月27日開催の当社定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2020年3月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円 総額 3,848,070,175円

効力発生日

2020年3月30日

第2号議案 定款一部変更の件

変更の内容は、法令に定める監査役員の数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にしたものであります。

第3号議案 取締役9名選任の件

山田保裕、清水隆史、金井昌之、光畑達雄、井村洋次、笹森建彦、森田研、武田厚、米田道生の9名を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

武次聡史、天野勝介の2名を監査役に選任するものであります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

松葉知幸の1名を補欠監査役に選任するものであります。

第6号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を年額450百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）に改定するものであります。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものといたします。

第7号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

社外取締役を除く取締役に対し、第6号議案で承認可決された年額450百万円以内の取締役の報酬枠の範囲内で、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとし、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、年額50百万円以内とするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	賛成割合及び 決議の結果
第1号議案 剰余金処分の件	1,401,154	371	0	(注) 1	99.93% 可決
第2号議案 定款一部変更の件	1,398,708	1,717	0	(注) 2	99.76% 可決
第3号議案 取締役9名選任の件					
山田 保裕	1,365,198	35,787	537	(注) 3	97.37% 可決
清水 隆史	1,289,261	108,481	3,780		91.95% 可決
金井 昌之	1,381,597	19,552	373		98.54% 可決
光畑 達雄	1,381,599	19,550	373		98.54% 可決
井村 洋次	1,381,596	19,553	373		98.54% 可決
笹森 建彦	1,381,574	19,575	373		98.54% 可決
森田 研	1,387,264	14,258	0		98.94% 可決
武田 厚	1,387,282	14,240	0		98.95% 可決
米田 道生	1,330,438	70,547	537		94.89% 可決
第4号議案 監査役2名選任の件					
武次 聡史	1,353,437	48,085	0	(注) 3	96.53% 可決
天野 勝介	1,364,375	37,147	0		97.31% 可決
第5号議案 補欠監査役1名選任の件					
松葉 知幸	1,370,755	30,767	0	(注) 3	97.77% 可決
第6号議案 取締役の報酬額改定の件	1,398,339	1,908	175	(注) 1	99.73% 可決
第7号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	1,375,297	25,125	0	(注) 1	98.09% 可決

- (注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。  
 2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。  
 3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、議決権の数の一部を加算しておりません。